



長野県「子どもの自殺危機対応チーム」について

子どもの自殺危機対応チームとは

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shippei-kansen/zisatsukikitaou.html>

- 精神科医や心理士、精神保健福祉士や弁護士等、多職種の専門家からなるチームとして、長野県が『長野県「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略』に基づいて、2019年に設置。
- 学校や保健師等、希死念慮を持つ子どもを地域で支える支援者が困難なケースに直面したときに、速やかに助言や直接支援を行うチーム。

自殺リスクの高い子どもやその家庭を支援する皆様をサポートします。

支援対象者

以下の未成年者のうち、地域の関係機関で連携支援を行っているが対応困難なケースで、本チームによる支援を必要とする者。

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている

具体的には...こんなことで悩まれていますか？

希死念慮を示す言動をずっと続けている生徒に対して、どう対応すればよいのか悩む...

生徒本人が、死にたいほどの気持ちを保護者に伝えるのを頑なに拒否している...

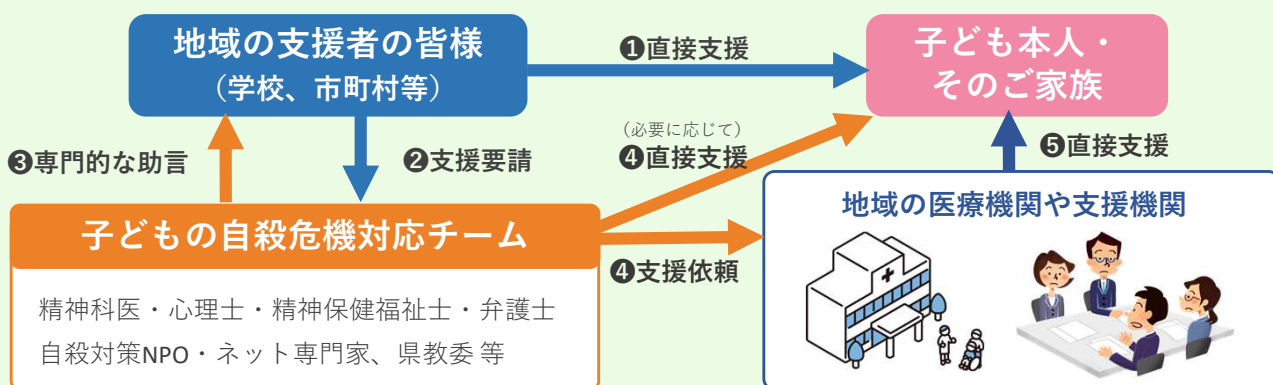
本人は受診を希望しているが、保護者に本人の意向や自殺リスクを伝えても、危機感を共有できない...

当該生徒だけでなく、保護者にも課題があり、学校だけでは対応しきれない...

行き詰まりを感じていらっしゃる場合は、お気軽にお問い合わせください。

支援体制イメージ

- 本チームへ支援要請を寄せた支援者へ、当該生徒の自殺リスクのアセスメントや見立てを行い、対応方法等について**助言**を行います。
- また当該生徒やそのご家族の状況に応じて、本チームがハブとなり、地域の医療や支援機関へつなぎ、当該生徒やその家族等への**支援体制の構築**をサポートします。



危機対応チームへの支援要請手順、そこからの流れ

- ① 地域の支援者の皆様（以下「支援要請機関」）が、電子申請システム(下記URLより)で支援要請シートをダウンロード、必要事項を入力の上、再度電子申請システムで子どもの自殺危機対応チーム事務局へ提出してください。
- ② 事務局コーディネーター（もしくは、地区調整担当者）が、速やかに支援要請機関へ連絡いたします。そこで補足的に詳細情報をヒアリングさせていただきます。
- ③ 危機対応チーム内で支援検討会議を開催して支援方針を検討し、その結果は支援要請機関へフィードバックいたします。※ 支援要請機関に支援検討会議への参加をお願いすることがあります。
- ④ 必要に応じて事務局コーディネーターもしくは地区調整担当者が、医療機関・関係機関へのつなぎを行います。
- ⑤ 事案の状況に応じて、適宜、適切なフォローを行っていきます。

子どもの自殺危機対応チームの支援の内容例

- 地域支援者（市町村・SC・SSW・児童相談所・警察）の紹介、つなぎ支援
- 医療へのつなぎを支援、受診中の医療機関との情報共有・連携
- （本人の希望を前提に）他校・通信制・専門学校等への転学や留学先を紹介
- 進学・転学等の相手先との情報共有・調整
- 本人・家族への接し方や対応内容等についてのアドバイス
- いわゆる「子ども担当弁護士」事業
（児童虐待や体罰、いじめなどで人権救済を必要としている子どもが、親などの同意を要することなく、かつ、日弁連の援助事業の一つである「子どもに対する法律援助」を利用することで自己負担なく、自身の代理人として弁護士をつけることができるもの）の紹介
- 本人の疾患について、家族等へ説明する際の支援

子どもの自殺危機対応チームに関するQ&A

Q. 支援要請は職員個人でできますか。

A. 支援要請は所属する機関の判断で行っていただきますので、協議した上で要請してください。

Q. 支援要請からどのくらいで連絡が来ますか。

A. 支援要請シート受理後、おおむね1～3日ほどで事務局コーディネーターもしくは地区調整担当者からご連絡いたします。

Q. 支援要請シートとはどのようなものか。

A. 氏名、住所などの基本情報のほか、支援に至った経緯、本人・家族の状況などを記入いただきますが、細かい点は事務局コーディネーターが聞き取りをいたしますので、わかる範囲でご記入ください。

Q. 本人・家族の同意がない状態での支援要請はできますか。

A. 支援要請は可能です。本人や家族にチームメンバーが関わる際などは、本人や家族に支援に対する同意を得る必要がある場合もあります。

Q. 生徒の個人情報を、本人及び家族の同意なく提供しても問題ないのでしょうか。

A. 個人情報保護法には、本人の同意を得ないで個人情報を取得してはならない旨の定めがありますが、“法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき”には、本人・家族の同意なしでの情報提供が認められています。

Q. 地域で行う支援会議に出席してもらえますか。

A. 事務局コーディネーターもしくは地区調整担当者に相談ください。可能な範囲で出席します。

Q. 本人・家族への面談や受診時の同行などの直接支援はしてもらえますか。

A. 必要に応じて対応いたします。

Q. いつまで対応してもらえますか。

A. 最長18歳の年度末までとしています。自殺のリスクの低下や支援方針が定まることで、それよりも前に支援終了となることがあります。支援終了となる場合は、支援が途切れることがないように地域支援者への“つなぎ”を行います。

支援要請先 子どもの自殺危機対応チーム事務局（長野県精神保健福祉センター）

電子申請URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=34647

TEL：026-266-0280